

消防危第 304 号
令和 2 年 12 月 25 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

災害時等に市町村長等が別に定める定期点検の期限に関する運用上の留意事項について（通知）

本日公布及び施行された危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（令和 2 年総務省令第 124 号）により、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 14 条の 3 の 2 に定める定期点検について、災害等の事由により行うことが困難である場合には、市町村長等が点検を行うべき期限を別に定めることができることとされました。この定期点検の期限に関する運用上の留意事項を下記のとおり取りまとめましたので、通知します。貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 改正後の危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 62 条の 4 第 1 項ただし書、第 62 条の 5 の 2 第 2 項ただし書、第 62 条の 5 の 3 第 2 項ただし書及び第 62 条の 5 の 4 ただし書（以下「第 62 条の 4 第 1 項ただし書等」という。）が適用される場合とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「特定非常災害特別措置法」という。）に基づき指定される特定非常災害が発生したときや、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたとき等が該当すること。
- 2 第 62 条の 4 第 1 項ただし書等の規定により市町村長等が別に定める期限は、特定非常災害特別措置法に準じて、災害その他点検を困難にさせる事由が生じた日から 4

月を超えない範囲を基準としつつ、各市町村等における災害等の状況に応じて定めることが適当であること。また、市町村長等が別に期限を定める場合は、公示等により当該期限を周知することが必要であること。

- 3 特定非常災害特別措置法第4条において、特定義務の不履行について「他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる」こととされているところ、定期点検については、第62条の4第1項ただし書等において期限を別に定めることが規定されていることから、今後、第62条の4第1項ただし書等の規定によることとなること。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：勝本、竹中

TEL：03-5253-7524

E-mail:fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp